

東栄町の森づくり

～豊かな森と伝統芸能が息づく町～
(東栄町森づくり基本計画)

愛知県東栄町

目 次

第1	基本計画策定の趣旨-----	1
第2	森づくり基本条例・森づくり基本計画の位置づけ-----	2
第3	東栄町の森林の状況-----	4
第4	東栄町の森づくりの目指す方向-----	7
第5	東栄町の森づくりの基本計画-----	8
	1 森林の持つ公益的機能の持続的発揮と長期的展望に立った森づくり	
	2 林業・木材産業の振興と木材の循環利用の促進	
	3 地域づくりと一体となった森づくり	
	4 森づくりを担う人材の育成	
第6	計画の推進-----	18
第7	資料編-----	19

■第1 基本計画策定の趣旨

本町は、愛知県の三河山間地域に属し、北設楽郡の東部に位置している。総面積の9割以上を占める森林は、標高 1,016m の明神山をはじめ、1,000m 級の山々が連なり、天竜川及び豊川の水源地となっている。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、森林面積の約8割をスギ・ヒノキなどが占める人工林地帯、さらには大径木の広葉樹が育成する天然生林までバラエティーに富んだ構成になっている。

しかし近年、生活様式の変化に伴い炊事や暖房等の熱利用については、循環可能な薪や炭から化石燃料に変わり、建築資材についても国産材よりも安価な外国産材の需要が増え、木材価格が大幅に下落した。

その結果、産業として林業が成り立たず、植栽された木も適切な管理がされずに放置され荒廃した森林が目立つようになってきた。

このまま森林を、このような状態で放置し続けると、森林の持つ多面的機能が損なわれ、森林のみならず下流域はもちろんのこと、海にまでも多大な悪影響を及ぼすこととなる。

このため平成21年4月に制定された「東栄町森づくり基本条例」に基づいて、本来森林の持つ水源のかん養や山地災害の防止など様々な多面的機能を持続的に発揮させるために、町や森林組合及び森林所有者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策や、その取り組みを総合的に、また計画的に進めることにより、先人が木を植えることで私たちに託した生活環境や、森林資源を次の世代に引き継ぎ豊かで住みよい地域づくりを進めてゆく。

そこで森林への総合的、計画的な施策が実施されるよう、長期的な展望を持ちながら、平成31年度までの10年間を期間とする計画を策定する。



■第2 森づくり基本条例・森づくり基本計画の位置づけ

森づくり基本条例は、東栄町の豊かな自然環境、森林資源を次世代に継承し、住み良い地域をつくることを目的に、4つの基本理念に基づき、森づくりを推進するために制定したものである。

森づくり基本計画は、条例で定めた基本理念に基づき、今後10年間に行う施策を定め、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものである。

森づくり基本条例

平成21年3月制定

森づくりの基本理念を定め、長期的展望に立ち、町や森林所有者等の責務、役割を明確にし町民一人ひとりが森づくりに取り組むことを目指した条例

具体化

森づくり基本計画

平成22年3月策定（平成22年度～平成31年度）

森づくりに関する施策の総合的、計画的な推進を図るための基本的な計画

連携
調整

東栄町総合計画

平成18年3月策定（平成18年度～平成27年度）

『キラリと輝く 自立を育む 交流創造の郷』をめざして

1) 林業経営の改善・強化 2) 林業生産基盤の整備 3) 森林の保全・活用

町は、森づくり基本計画の推進において、第5次総合計画における基本方針と調整・連携を行い、国、県や公共的団体等に対し、理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進を図る。また、森づくりに関する情報の提供に努め、町内外の人々が森づくりの基本理念について理解を深めるよう計画する。

【森づくり基本条例】

森づくりの目的と4つの基本理念

森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、
長期的展望に立った森づくり

林業・木材産業の発展につながるよう、
林業・木材産業の振興と
木材資源の循環利用

目 的

豊かな森林環境、森林資源を保全するとともに
次世代に継承し、住み良い地域をつくる

地域の活性化につながるよう、
地域づくりと一体となった森づくり

森林の適正な整備・保全が継続的に行われよう、
森づくりを担う人材の育成



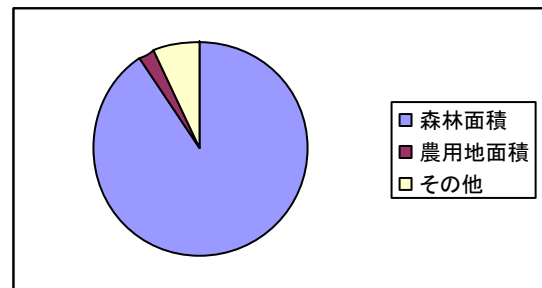
エビネの群生地（人工植栽）

■ 第3 東栄町の森林の状況

◆ 森林が大きな面積を占めている。

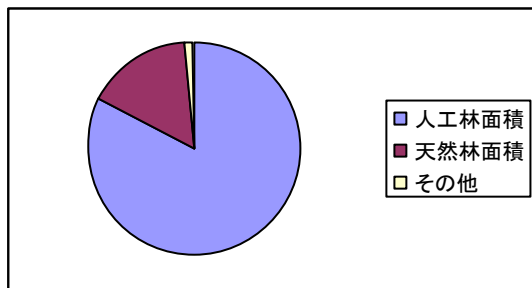
東栄町面積	12,340 ㊦
森林面積	11,208 ㊦
(内民有林森林面積)	(11,166 ㊦)
農用地面積	273 ㊦
その他	859 ㊦

〈東栄町の森林面積〉



◆ 森林（民有林）のうち約8割が人工林である。

〈東栄町の人工林率〉



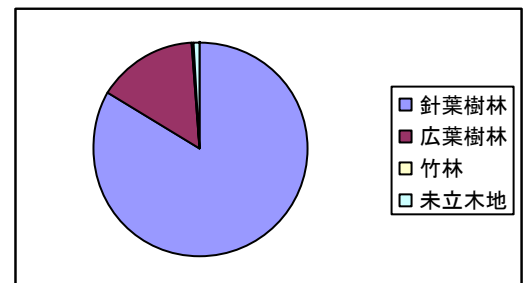
人工林面積	9,242 ㊦
天然林面積	1,821 ㊦
その他	103 ㊦

◆ 東栄町の森林資源

官行造林地	42 ㊦
県有林野	28 ㊦
学校林	39 ㊦
町有林	106 ㊦
一部事務組合有林	237 ㊦
財産区有林	37 ㊦
緑資源有林	25 ㊦
農林公社有林	124 ㊦
その他	10,570 ㊦

針葉樹林	9,382 ㊦
広葉樹林	1,710 ㊦
竹林	11 ㊦
未立木地	105 ㊦

水土保持林	8,622 ㊦
森林と人との共生林	339 ㊦
資源の循環利用林	2,247 ㊦



資料：愛知県林業統計書

東三河国有林の地域別の森林計画書

◆ 林業活動は停滞している。

立木の価格については、スギは昭和55年、ヒノキは昭和56年にそれぞれピークをむかえ、その後は下降を続けてきた。その後、素材価格の上昇によりスギ及びヒノキの立木価格も7年ぶりに上昇したが、再び平成元年頃から下降を続けている。

素材需要量の推移 (単位:千m³)

年次	総需要量	国産材		外材					
		総数	針広別		総数	内訳			
			針葉樹	広葉樹		南洋材	米材	北洋材	その他
60	2,510	307	—	—	2,203	1,441	586	104	72
14	674	112	102	10	562	192	151	31	188
15	676	109	99	10	567	187	134	44	202
16	626	109	99	10	517	186	117	23	191
17	566	92	82	10	474	156	107	26	185
18	559	78	77	1	481	175	87	26	193
19	517	75	73	2	442	167	68	23	184

資料：林業の動き

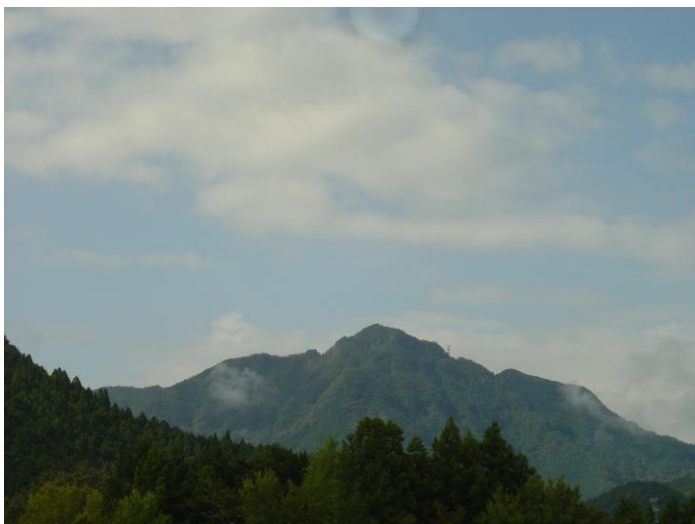
◆ 高齢化等で地域社会の維持が難しくなっている。

◆ 農林業の低迷で、経済活力が低下している。

◆ 森林の持つ公益的機能の低下が懸念される。

◆ 自然豊かな天然林や、すぐれた景観がある。

天竜奥三河国定公園 1,121 ㍉
振草渓谷県立自然公園 2,198 ㍉



明神山

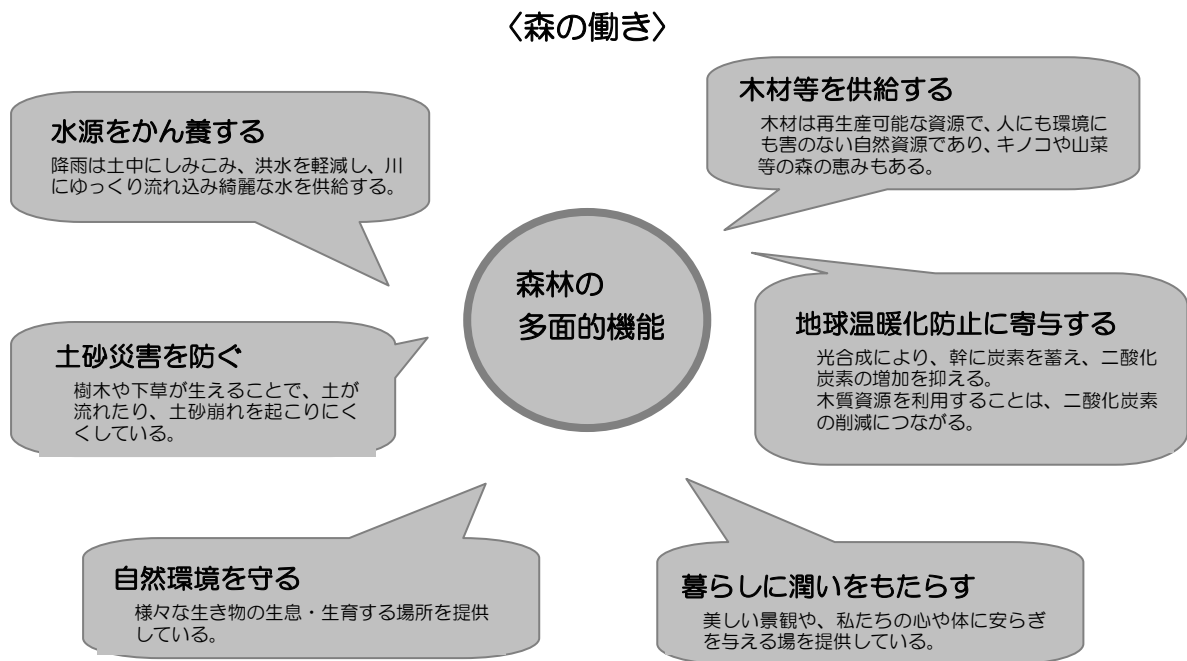


振草渓谷（一級河川大千瀬川預り淵下流）

◆ 森林の様々な働きに対する社会の期待は大きくなっている。

* 森林に対する期待

- ①水源かん養
- ②国土の保全
- ③自然環境の保全
- ④木材等林産物生産
- ⑤地球温暖化防止
- ⑥公衆の保健休養



■ 第4 東栄町の森づくりの目指す方向（将来像）

東栄町の森づくり基本計画は、「豊かな森と伝統芸能が息づく町」を将来目標に、東栄町の美しい自然環境や歴史文化資源を次世代に継承し、地域の森林資源を活かし地域の活力につなげ、魅力ある地域づくりを推進していくことを目指している。

ここでは、次のような将来像を展望している。

これに繋がる取組を関係者が一体となって、ともに考えながら積極的に取り組んでゆく。

- 豊かな自然環境を抱え、自然と調和した文化と暮らしが営まれている。
- 豊かな自然環境を様々な活用し、地域の活力につなげている。
- 木材等の森林資源を活かし、林業・木材産業が地域経済を支えている。
- 町内外の人々が交流し、ふるさとに根付いた個性豊かな歴史と文化が息づいている。
- 再生産可能な資源・原材料・製品を社会に提供している。
- 水源地域として流域の環境保全に寄与している。



東栄町の中心街（本郷地区）

■第5 東栄町の森づくり基本計画（10年間）

東栄町の現状と課題

本町の森林面積は 11,208ha で、総面積の 90.8%を占めている。民有林面積は 11,166ha で、スギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は 9,242ha であり、人工林率 82.8%は県平均より高い値である。しかし 35 年生以下の若い林分も 1,170ha あり、45 年生以上も含めた高齢級の山林 5,049ha と併せて今後、保育・間伐を適正に実施してゆくことが重要である。

現在、間伐時の材の多くが林内に放置されてしまう、いわゆる「切り捨て間伐」で、数十年かけて育った木が無残に捨てられてしまっているというのが現状であり、間伐材をはじめ木材は再生産が可能な資源であるので、間伐した木が公共施設はもとより、少しでも地域などで利活用されるよう働きかけると共に、循環型の社会形成への貢献につなげていくことが必要である。

近年、森林に対する国民の意識や価値観が多様化し、水源のかん養、生活環境の保全、保健機能や地球温暖化防止等の公益的機能が要求されている。森林は地球上に住む動物共有の財産であるという理解のもと、町民や森林所有者等の社会全体が一体となって、さらなる林業・木材産業の振興、森林の整備等に取り組む姿勢が必要である。

森づくりのための施策体系

人工林の伐採 再造林の誘導	人工林の 間伐の推進	施業の 団地化の推進	木材生産の効率化 低コスト化
針広混交林や 広葉樹林の造成	1 公益的機能の 持続的発揮 長期的展望に 立った森づくり	2 林業・木材産業の 振興と木材資源の 循環利用	林業用路網整備
天然林の保全			木材流通体制の 整備
生活環境の整備	豊かな森林環境、森林資源を保全すると共に次世 代に継承し、住み良い地域をつくる	4 森づくりを担う 人材に育成	地域公共施設等 への木材利用
森林所有界の 明確化と保存			木材利用の 普及啓発
知恵や文化の 継承			木材の新たな 需要の開拓等
都市との交流	3 地域づくりと 一体となった 森づくり	森林環境学習の 推進	森林組合の 役割・体制強化
森づくり活動の 推進			林業・木材事業体 等との連携
森づくり月間の 推進	様々な分野との 連携促進		担い手・労働力の 育成確保

1 森林の持つ公益的機能の持続的発揮と長期的展望に立った森づくり

基本施策

森林の持つ公益的機能を十分に発揮させ、後世に豊かな自然環境を引き継ぐためには、森林の適切な保全・活用が必要である。

人工林では特に、手入れの遅れた森林をなくすため、間伐の総合的な対策に取り組む。人工林の循環利用のため、主伐、再造林の誘導や、地形、経済的に不利な人工林については、針広混交林へと誘導するなど、地域の特性に応じた多様な森づくりを進める。

地域資源の活用、地域振興のため、林業再生に取り組むとともに、みどり豊かな東栄町の自然環境を保全し、水源地域として流域の環境保全にも寄与する。

1

人工林の間伐の推進

- 森林組合等と連携して間伐の必要な人工林の状況や森林所有者の意向確認等を行いながら、造林事業、豊川水源基金事業等を活用し、人工林の間伐を推進する。
- 過密保安林については、治山事業により整備を進める。
- 町、森林組合、地域等が連携し、愛知県が実施する「あいち森と緑づくり森林整備事業」を推進し、森林の持つ公益的機能の発揮のために、森林所有者では整備が難しい奥地・公道沿い等の人工林の間伐を進める。

(ha)

区 分	平成20年度(年間)	平成31年度(10年間)
間伐実施面積	150	2,500



過密林(本郷地内)



間伐実施林(本郷地内)

2

人工林の持続的循環利用に向けての伐採、再造林の誘導

- 主伐への誘導、再造林支援等による人工林の循環利用施策や、ニホンカモシカ、ニホンジカなどの獣害対策も含めた低コスト造林を検討し、人工林の循環利用に向けて取り組む。



再造林（本郷地内）

3

針広混交林や広葉樹林の造成

- 地形や地理的条件等から林業生産が難しい場所については、現地に応じて針広混交林や広葉樹林等、公益的機能が十分に発揮できるよう誘導してゆく。

4

天然林の保全

- 自然豊かな天然林や優れた景観を守る。
- 多様な種類や年齢の樹木が入り交じる自然豊かな天然林は、自然生態系の保全に努めるとともに、自然遷移に委ねた森林管理を推進する。



天然林（大入溪谷）

2 林業・木材産業の振興と木材の循環利用の促進

基本施策

林業をとりまく環境は大変厳しい状況にあるが、これを克服するため、木材生産の効率化と供給体制の整備、木材利用の促進を図り、地域林業の再生に取り組む。

適正に管理することにより、再生産可能な循環資源である木材を生産し、供給することは循環型社会の形成にも寄与する。

地域の林業・木材業事業者が連携し、町産材の利用を拡大するとともに、木材や自然資源を含めた全ての森林資源を活用し、地域の活性化に結びつける。

1 施業の団地化の推進

- 森林施業の集約化・効率化のため、森林所有者の合意を基に、木材生産や間伐の必要な森林をまとめ、施業の団地化を推進する。

2 林業作業用路網整備

- 効率的な木材生産や間伐材利用等を推進するため、林業作業用路網を整備する。簡易で林地を荒らさない道づくりに努める。

3 木材生産の効化率・低コスト化

- 団地化、路網整備と合わせ、高性能林業機械を活用し、低コストで木材を生産する。
- 木材生産現場の近くに土場を設け、市場を通さず直接製材工場に木材を輸送し流通コストを削減する取り組みも進める。

4 森林組合の役割強化

- 経営基盤の安定を図りながら、施業の集約化を図ったり、森林所有者への施業提案や相談を強化する。
- 長期施業管理委託を進めたり、林材業や建設業等との連携を図りながら、地域林業の中核として役割を果たす。

5**地域の林業・木材業事業者等の連携**

- 森林組合、林材業、運搬業、市場関係者が、生産から流通まで連携し、地域材の利用を拡大する。

6**木材利用の促進**

- 町内の公共施設整備や公共工事には、積極的に地域の木材を利用する。
- 間伐材の有効利用を図るため、間伐材の搬出等を支援する。
- 林業関係者の総意を結集し、地域材の利用促進に向けて取り組む。

7**木材の新たな需要の開拓等**

- 間伐材の有効利用や山林資源を活用した特産品開発を進める。
- 新製品の開発や新たな販路開拓、木質バイオマスの効果的利用の研究等、異業種との連携等を支援し、地域産業の活性化を図る。

3 地域づくりと一体となった森づくり

基本施策

町民主体の地域づくりと一体となって、地域の森づくりを進める。

東栄町の美しい自然環境や歴史文化資源を後世に残し、住む人、訪れる人に潤いと安らぎ、感動を与えられるよう、地域一体となって景観や生活環境を整備し、地域の暮らしや文化を支える森づくりを進める。

町民、関係者が一体となって東栄町の森づくりに取り組むとともに、上下流の地域の連携・交流を通じて、参加や理解を進め、森林を総合的に利用しながら森林の保全・活用を図る。

1 森づくり活動の推進

- 町民が主体的に森づくりに参加できるような森林・林業の情報提供や、上下流の地域が交流しながら、関係者一体となって森づくり活動を推進する。
- 地域の森づくりに向けて集落懇談会等を開き、森林整備事業等の情報提供を行う。
- 森林所有者だけでなく集落や地域が連携して、地域の森づくりを推進する。



集落事業説明会



地域による森づくりの推進
(森林整備事業古戸推進会)

2

自然的・歴史的景観の保全・形成

- 森林や河川等の優れた自然環境や農地や集落周辺の里地の景観を保全や維持に努める。
- 地域の歴史文化資源を保全するとともに、調和のとれた景観形成に努める。
- 地域に愛着と誇りを持って地域一体となった活動を推進する。



国指定重要無形民俗文化財「花祭」(写真・平成21年度東栄フェスティバル)

3

地域の生活環境の整備

- 公道沿いの森林については、愛知県が実施している「あいち森と緑づくり事業森林整備事業」や「陽だまり作戦」を活用しながら、道路沿いの森林を明るくし、道路の凍結防止やカーブの見通しを改善する。
- イノシシやニホンジカなどによる農作物や生活への被害の未然防止と減少のために、野生動物の隠れ家となっている里山付近に密生した樹林の刈払い等を行い、人と野生動物の行動・生活圏の分離を図る。

4

地域でまとまり森林所有境界の明確化と保存

- 将来にわたる森林所有界の保存を図るため、施業の団地化の推進や、「あいち森と緑づくり森林整備事業」の推進等と合わせ、地域でまとまり、皆で協力して森林所有界の保存を進める。



「あいち森と緑づくり森林整備事業」と合わせ地域でまとまって森林所有界に杭打

5 森林の総合利用

- 森林資源を活用した都市との交流を通じて、森林浴の場、健康的な活動の場、精神的な豊かさを養う場、森づくりに参加する場など、森林の総合的な利用を進める。
- 林間ワサビ、シイタケ、山菜等の林産物や、木製品、草木染め等の森の恵み活用した特産品のPRや直売所等での販売を推進する。

6 様々な分野との連携

- NPO、企業、大学等、様々な分野と連携を図りながら、地域の森づくりと木材の利用拡大等を図る。

7 森林に関する知恵や文化の継承

- キノコ狩りやハチ採りなど、山村における暮らしや文化等を、交流等を通じて紹介するとともに継承に努める。

8 森づくり月間による森づくりの普及啓発

- 5月（春）と、10月（秋）を、「東栄町森づくり月間」とし、もりづくり月間にふさわしい事業を実施する。
- 5月は、東栄町独自の森づくり月間として、毎年開かれるチェーンソーアート競技大会などと連携し、森林の役割や文化等を紹介し、町内外に対して森づくりへの理解や森づくりへの積極的な参加を促す。
- 10月は、新城設楽4市町村合同の森づくり月間とし、新城設楽地域が連携して、森づくりの普及啓発に取り組む。



チェーンソーアート競技大会

4 森づくりを担う人材の育成

基本施策

天竜川、豊川の水源となる森林を守り育て、次世代に引き継ぐためには、森林整備、林業生産の担い手となる労働力の確保や育成及び、地域の森林管理の中核である森林組合の組織の強化や、森林所有者等の森づくりに対する意識の高揚が必要である。

また、森づくりを支援する人材の確保や、育成に努めるとともに森林環境学習を推進する。

1

森林・林業の担い手の確保・育成

- 新城設楽地域担い手育成総合支援協議会等と連携し、就林業相談会を開催する等し、森林・林業の担い手の確保に努める。
- 国の緑の雇用担い手対策事業（事業体への助成）の活用等により、森林・林業の担い手の育成に努める。
- 愛知県森林・林業技術センターや、愛知県林業振興基金の研修等に積極的に参加し、林業技術の習得を図る。
- 退職者や兼業者等の林業作業への参加のために、労働安全講習や研修等を行う。また、経験豊富な林業技術者の技能等の伝承に努める。



就農林相談会（岡崎市）

2

森林管理の中核である森林組合の組織体制強化

- 森林管理の中核である森林組合の組織体制の強化や人材育成に対し支援を行う。

3

森林環境学習の推進

- 学校等の野外授業において森林体験交流センターを有効的に活用し、森林環境学習を行いながら、森の働きと共に、森を作り、木材を使用することの意義を総合的に伝えると共に、満点の星空を通じて自然環境の大切さを伝えてゆく。



東栄町森林体験交流センター
「スターフォーレスト御園」



東部みどりの少年団による植樹

■ 第6 計画の推進

1.取組状況の情報発信と計画の見直し

- ・ 計画の取組状況や実施状況をまとめ、毎年、情報発信していく。
- ・ 計画の進捗管理を適正に行い、計画の修正や見直しをしながら、現状に即した施策を進める。

2. 森づくりの普及啓発

- ・ 各種団体等と連携を深め、イベントやインターネットのホームページなどを活用しながら、森づくりの普及や啓発に努める。
- ・ 奥三河地域全体の普及啓発活動の取組みに積極的に参加する。

■ 第7 資料編

東栄町森づくり基本条例

平成 21 年 3 月 4 日
条 例 第 1 号

近年、森林への期待は、これまでの国土の保全、水源のかん養、木材その他の林産物の生産といった機能に加え、自然環境の保全、公衆の保健休養、更には地球温暖化防止の機能などますます多様化・高度化している。

森林の管理は、これまで林業という経済活動を通じて行われることが中心であったが、現在では木材価格の低迷から林業の採算性が極めて悪化しているため、管理の行き届かない手入れ不足の森林や放置されたままの森林が目立っており、森林が本来有している多面的機能が十分発揮されない状況が続いている。

このような状況の中、平成 21 年度から愛知県においてあいち森と緑づくり税が導入され、既存の施策では十分に進まない奥地林や公道沿いの森林の間伐などが実施される。東栄町を含む新城北設楽地域は、これを機に人々の暮らしとは切り離せない森林の恵みや忘れかけてきた森林を慈しむ心を再確認するとともに、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化のために全力を尽さなければならない。

こうしたことから、私たちは長期的展望に立ち、森林所有者や林業関係者のみならず町民一人ひとりが森づくりに真剣に取り組むことを目指し、新城北設楽地域の関係市町村共同の取組として、ここに森づくり基本条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための基本理念を定め、町及び森林組合の責務並びに森林所有者、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、もって住み良い地域をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 町内に存在する森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する森林（竹林を含む。）をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 土砂流出又は山地崩壊の防止、洪水軽減、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林の有する公益的機能 森林の有する多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (5) 森林組合 町内に所在する森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する組合をいう。

- (6) 森林所有者 町内にある森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (7) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (8) 事業者 町内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 森林関係の事業者 前号に掲げる事業者のうち、森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者（森林組合を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 町、森林組合、森林所有者、町民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、適切な役割分担のもとに相互に連携及び協力し、次に掲げる基本理念に基づいて森づくりを行うものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立った森づくりを行うこと。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展につながるよう、その振興を図り、木材資源の循環利用を推進すること。
- (3) 地域の活性化につながるよう、地域づくりと一体となって森づくりを推進すること。
- (4) 森林の適正な整備及び保全が継続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ること。

（町の責務）

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 町は、国、他の地方公共団体、公共的団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進に努めなければならない。
- 3 町は、森づくりに関する情報の提供を通じて、町民はもとより町外の人々がこの条例の基本理念について理解を深めるよう努めなければならない。

（森林組合の責務）

第5条 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

- 2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに、計画的に森づくりに関する施策を推進するよう努めなければならない。
- 3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

（森林所有者の役割）

第6条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、自らが所有又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努めるものとする。

- 2 森林所有者は、その所有又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、その適正な整備及び保全の推進に努めるものとする。
- 3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

（町民の役割）

第7条 町民は、森林の有する公益的機能が町民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力又は参加するよう努めるものとする。

- 2 町民は、町内又は県内で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、森づくりに関する各種施策に協力するとともに、自然環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 森林関係の事業者は、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用の推進に努めるものとする。

(森づくり基本計画)

第9条 町長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画(以下「森づくり基本計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、森づくり基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(森林の整備及び保全の推進)

第10条 町は、森林の整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の森林の施業を計画的かつ適切に実施するものとする。

2 町は、前項に規定する森林の整備及び保全を効率的に行うため、森林所有者及び森林関係の事業者に対し、森林の施業を一体的に実施するよう要請するものとする。

(林業及び木材産業の健全な発展)

第11条 町は、林業及び木材産業の健全な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の強化その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、公共の建物又は工作物を整備する場合には、町内又は県内で生産される木材その他の林産物を利用するよう努めなければならない。

(地域づくりを通じた森づくり)

第13条 町は、地域づくりを通して森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、生活環境の整備、特産物の生産の振興その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、健康でゆとりと活力のある町民生活に資するため、地域の特性を生かした都市部との交流その他必要な施策を実施するものとする。

3 町は、古くから伝承されている森林に関する知恵や文化を次世代に継承するための取組を支援するものとする。

(町民の森づくり活動の推進)

第14条 町は、森づくりに対する町民の理解を深めるため、必要な情報の提供を行うとともに、自然体験活動その他の教育又は学習活動を通じて森を大切に作る心の醸成に努めるものとする。

2 町は、町民又は町民の組織する団体が自発的に行う植林活動その他の森づくりの活動を推進するため、必要な支援を行うものとする。

(森づくりの普及啓発)

第15条 町は、町民及び下流域など周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、森づくりの普及啓発期間を設けるものとする。

2 町は、森づくりの普及啓発期間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(森づくり会議)

第16条 町長は、森づくりに関する各種施策を円滑に推進するため、東栄町森づくり会議を設置することができる。

(立入調査)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(関係法令の遵守等)

第 18 条 何人も、森林に立ち入る際には、関係法令を遵守するとともに地域の社会慣習を尊重し、森林環境の保全に努めなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

東栄町産業経済活性化推進協議会設置条例

平成9年6月23日
条例第25号

(趣旨)

第1条 東栄町における農業、林業、商工業、水産業、観光開発等産業経済の活性化と、定住促進、後継者の育成等、東栄町の産業経済全般にわたり総合的に協議するため、東栄町産業経済活性化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 農業関係事業の推進
 - ① 農業構造改善事業
 - ② 地域農政対策事業
 - ③ 新農村地域定住促進対策事業
 - ④ 水田転作等水田利用に関する事業
 - ⑤ その他農業関係事業を推進するにあたり、町長が必要と認めた事業
- (2) 林業関係事業の推進
 - ① 林業構造改善事業
 - ② 地域林業の育成
 - ③ その他林業関係事業を推進するにあたり、町長が必要と認めた事業
- (3) 商工業関係事業を推進するにあたり、町長が必要と認めた事業
- (4) 水産業関係事業を推進するにあり、町長が必要と認めた事業
- (5) 観光関係事業を推進するにあたり、町長が必要と認めた事業
- (6) 次に掲げる施設の管理運営
 - ① 東栄町産業会館
 - ② 東栄町森林体験交流センター（スターフォーレスト御園）
 - ③ 東栄町交流促進センター（千代姫荘）
 - ④ 東栄町バンガロー
 - ⑤ 東栄町農産物直売施設
 - ⑥ 東栄町特産物加工施設
 - ⑦ その他町長が必要と認めた施設
- (7) その他町長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、25名以内とし、次の各号に掲げるものの中から町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 各種産業経済関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名

- 2 役員は委員の互選による。
- 3 会長は協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意によって賛否を決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第7条 専門的に協議しなければならない場合、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は協議会委員のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、町長が定める課で行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は会議に諮り会長が定める。

附 則

この条例は、交付の日から施工する。ただし、平成9年に委嘱する委員の任期は、平成11年4月31日までとする。